

関西看護医療大学研究活動における不正行為等に係る対応に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、関西看護医療大学研究活動における不正行為の防止に関する規程（以下「不正防止規程」という。）及び関西看護医療大学公的研究費の取扱いに関する規程（以下「研究費取扱規程」という。）に基づき、関西看護医療大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用に係る本学の対応について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不正行為等 次に掲げるものをいう。

ア 不正防止規程第2条第2項第1号及び第2号に規定する不正行為

イ 研究費取扱規程第2条第1号に規定する公的研究費（以下「公的研究費」という。）を目的以外の目的に使用し、若しくは虚偽の請求により使用し、又は法令等に違反して使用する行為

(2) 配分機関 公的研究費を配分する機関をいう。

(通報等)

第3条 不正行為等に関する通報を行う者（以下「通報者」という。）は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした書面を、不正防止規程第9条又は研究費取扱規程第20条に規定する通報窓口（以下これらを「通報窓口」という。）を経由して提出することにより行うものとする。

(1) 通報者の氏名又は名称及び住所等

(2) 不正行為等を行った疑いがある教職員等の氏名

(3) 不正行為等が疑われる態様及び内容

2 前項の書面の提出は、郵便、FAX、電子メールの送信又は面談の方法により行うことができるものとする。

3 匿名による第1項の通報があったときは、研究者等の不正行為等の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると認められる場合に限り、受け付けるものとする。

4 通報窓口は、不正行為等に係る通報があったときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。

(情報の提供)

第4条 通報窓口を経由しないで、本学に対し不正行為等に関する情報の提供があったときは、当該情報の提供を受けた者は、速やかに、当該情報の提供を受けた旨を統括管理責任者に通知するものとする。

2 統括管理責任者は、前項の規定による通知を受けた場合において、同項に規定する情報の提供を行った者が氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしているときは、前条第1項各号に掲げる事項を確認するものとする。

(予備調査の実施)

第5条 最高管理責任者は、第3条第4項及び前条第2項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めるときは、通報窓口及び関連するコンプライアンス推進責任者に予備調査を行わせることができるものとする。

- 2 通報窓口及び関連するコンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、その通報の信憑性等について、次項に規定する調査関係者から事情の聴取、予備調査に必要な資料の提出を求めるとその他の適当な方法により調査するものとし、当該指示を受けた日の翌日から起算して14日以内に、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 前項の調査の実施に関し、当該通報窓口及び当該コンプライアンス推進委員は、通報者、被通報者その他関係者（以下「調査関係者」という。）に対し、必要な協力を求めることができる。
- 4 前項の協力を求められた調査関係者は、誠実にこれに協力をするものとし、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。
- 5 最高管理責任者は、第3条第3項及び前条第2項の報告に基づき、通報の受付日の翌日から起算して30日以内に当該通報の内容の合理性を確認の上、不正行為等の有無を認定するための調査（以下「本調査」という。）の要否を判断するとともに、当該本調査の要否を配分機関に報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、次条に規定する調査委員会を設置し、本調査実施決定後の翌日から起算して30日以内に本調査を開始させるものとする。
- 7 最高管理責任者は、本調査の必要がないと認めたときは、その理由を付してその旨を当該通報者に通知するものとする。この場合において、関係資料等を保存し、配分機関の求めに応じ、開示するものとする。

（調査委員会）

第6条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、最高管理責任者が委嘱するものとする。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 最高管理責任者が指名する内部監査室の職員
 - (3) コンプライアンス推進責任者
 - (4) 外部の会計又は法律関係その他専門的知識を有する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、最高管理責任者が必要と認める者
- 2 調査委員会に委員長を置き、委員長は、統括管理責任者をもって充てる。ただし、統括管理責任者に事故がある場合は、あらかじめ最高管理責任者が指名する委員がその職務を代理する。
 - 3 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 調査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
 - 5 調査委員会の議事は、出席委員の過半数以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 調査委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、又は意見を聞くことができる。
 - 7 第1項の委員のうち、本学に所属しない者の数は、同項の委員の総数の2分の1以上でなければならない。
 - 8 第1項の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

（本調査の実施）

第7条 最高管理責任者は、第5条第6項の調査委員会を設置したときは、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うこと並びに調査委員会の委員の氏名及び所属を通知し、調査への協力を求めるものとする。

- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者並びに調査関係者は、本調査に誠実に協力しなければならない。

- 3 第1項の通知を受けた通報者及び被通報者は、調査委員会の委員として適当でない者が含まれていると思料するときは、最高管理責任者に対し、書面により同項の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に異議申立てをすることができる。
- 4 前項の異議申立てがあったときは、最高管理責任者は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を変更するとともにその旨を、又は当該異議申立てを却下した場合はその旨を、通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 5 調査委員会は、本調査の実施に際し、通報のあった事案に係る研究に関して、証拠となる資料等を保全する措置を行うものとする。この場合において、当該措置の範囲及び期間については、必要最小限度のものとするとともに、被通報者の研究活動を過度に制限しないよう配慮しなければならない。
- 6 調査委員会は、不正行為等の有無及び不正行為等の内容、関与した者及びその関与の程度、公的研究費不正使用の相当額等について、その事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、データその他の資料の精査、関係者の事情聴取その他の適当な方法により本調査を行うものとする。
- 7 調査委員会は、本調査の実施に際し、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 8 被通報者は、前項に規定する弁明において、通報の内容を否認するときは、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法及び手順により行われたこと並びにその結果が当該論文等に適切に示されていることを、科学的根拠をもって説明しなければならない。
- 9 調査委員会は、相当の必要があると認めるときは、通報のあった事案に係る研究活動以外の研究活動についても調査対象とすることができる。
- 10 調査委員会は、本学以外の研究機関等において行われた不正行為等について調査する場合は、当該研究機関等に対し、証拠となる資料等を保全する措置を行うよう要請するものとする。
- 11 調査委員会は、本調査の実施に当たり、公表前のデータ若しくは研究成果上又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の実施に必要な範囲を超えて漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。
- 12 調査委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について必要に応じて配分機関又は文部科学省に報告し、若しくは協議しなければならない。

(本調査中における一時的執行停止)

第8条 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者その他の本調査対象となっている者に対し、当該事案に係る公的研究費の一時的な使用停止を命ずることができる。

(調査委員会による認定)

- 第9条 調査委員会は、本調査を開始した日の翌日から起算して150日以内に、不正行為等が行われたどうか、不正行為等が行われたと決定する場合にあっては、当該不正行為等の内容、当該不正行為等に関与した者及びその関与の程度、当該不正行為等が行われたと認定する研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割その他の必要な事項を明らかにして、認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、第7条第6項に規定する方法により得た証拠を総合的に判断して、前項の認定を行うものとする。
 - 3 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為等が行われたと認定することはできない。
 - 4 調査委員会は、被通報者の説明及び第7条第6項に規定する方法により得た証拠によって、不正行為等が行われた疑いを覆すことができないときは、不正行為等が行われたと認定することができる。

- 5 調査委員会は、前項に規定する場合のほか、本来保存すべき期間内の実験・観察ノート、データその他の資料が存在しないことその他これに類する理由により、被通報者が不正行為等が行われた疑いを覆すことができないときも、不正行為等が行われたと認定することができる。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責めによらない理由により、十分な証拠を示すことができなくなった場合であって、調査委員会が相当な理由があると認めたときは、この限りでない。
- 6 調査委員会は、不正行為等が行われなかったと認定した場合であって、本調査の過程において当該通報が悪意に基づくもの（被通報者を陥れるため、被通報者の研究を妨害するためその他の専ら被通報者又は被通報者が関係する研究機関等に不利益を与えることを目的として通報を行うことをいう。以下同じ。）であることが判明したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 7 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 8 調査委員会は、本調査の過程であっても不正行為等の事実が一部でも確認されたときは、速やかに認定を行うものとする。

（最高管理責任者への認定の報告）

第10条 調査委員会は、前条第1項及び第6項の認定を行ったときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

（本調査結果の通知及び配分機関への報告）

第11条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果の報告を受けたときは、速やかに通報者及び被通報者等（被通報者以外の者であって、不正行為等に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、配分機関及び文部科学省に対し、通報の受付日の翌日から起算して210日以内に、調査結果、不正行為等の発生要因、不正行為等に関与した者が関わる他の研究活動の管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出しなければならない。この場合において、被通報者が本学以外の研究機関等に所属しているときは、当該被通報者が所属する研究機関等の長に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、第9条第6項の規定により悪意に基づく通報であると認定されたときであって、当該通報者が本学以外の研究機関等に所属するときは、最高管理責任者は、当該調査結果について、当該通報者が所属する研究機関等の長に通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、本調査の過程であっても、第9条第8項による認定について報告があった場合は、速やかに認定した不正行為等の事実等について配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 4 前項に規定する場合のほか、最高管理責任者は、配分機関又は文部科学省の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況を報告し、又は中間報告書を提出するものとする。
- 5 本調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、配分機関又は文部科学省から当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査の依頼があったときは、応じるものとする。

（不服申立て）

第12条 第9条第1項の認定において、不正行為等を行ったと認定された被通報者は、最高管理責任者に対し、前条第1項の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、当該認定についての不服申立てをすることができる。

- 2 第9条第6項の認定において、悪意に基づく通報であると認定された通報者は、最高管理責任者に対し、前条第1項の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、当該認定についての不服申立てをすることができる。
- 3 前2項の不服申立ては、一つの事由につき1回に限り、行うことができるものとする。

(不服申立てに係る通知等)

- 第13条 最高管理責任者は、前条第1項の不服申立てがあったときは、その旨を、通報者に通知するものとする。
- 2 最高管理責任者は、前条第2項の不服申立てがあったときは、その旨を、被通報者に通知するものとする。
 - 3 前項に規定する場合において、最高管理責任者は、当該不服申立てを行った者が本学以外の研究機関等に所属するときは、当該不服申立てがあったことを、当該研究機関等の長に通知するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、前条第1項又は第2項の不服申立てがあったときは、通報のあった事案に係る研究に関する配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(不服申立てに係る審査)

- 第14条 最高管理責任者は、第12条第1項又は第2項の不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る審査を、本調査を行った調査委員会に行わせるものとする。この場合において、最高管理責任者が更に専門性を要する審査を行う必要があると認めるときは、調査委員会の一部の委員を変更し、又は委員を追加することができるものとする。
- 2 調査委員会は、不服申立ての理由及びその根拠を審査し、再調査を実施するかどうかを速やかに決定するものとする。
 - 3 調査委員会は、前項の決定を行ったときは、その理由を付して、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(不服申立ての審査結果に係る通知等)

- 第15条 最高管理責任者は、前条第3項の報告があったときは、第13条第1項から第3項までの規定により通知し、及び同条第4項の規定により報告した者に対し、その内容についてそれぞれ通知し、及び報告するものとする。この場合において、当該内容が再調査を実施するものであるときは、再調査を実施する調査委員会の委員の氏名及び所属を併せて通知し、及び報告するものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の規定による通知及び報告をする場合において、前条第3項の報告が、再調査を実施しない旨のものであり、かつ、調査委員会が当該不服申立てについて当該事案の引き延ばし又は認定に伴う措置等の先送りを主な目的とするものであると判断したときは、当該不服申立てをした者に対し、以後の不服申立てを受け付けないことを、併せて、通知するものとする。

(再調査の実施)

- 第16条 調査委員会は、第14条第2項の再調査を実施することを決定したときは、当該不服申立てをした者に対し、第9条第1項又は第6項の調査の結果を覆すに足りるものと思料する資料の提出その他の当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとする。
- 2 調査委員会は、前項の協力が得られないときは、再調査に係る手続を打ち切ることができるものとする。この場合において、調査委員会は、最高管理責任者に、速やかにその旨を報告するものとする。

- 3 調査委員会は、再調査を開始したときは、不正行為等が行われたと認定された被通報者から不服申立てがあったときは原則として50日以内に、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは原則として30日以内に調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告するものとする。

(再調査結果に係る通知等)

第17条 最高管理責任者は、前条第2項の再調査の手続を打ち切った旨の報告を受けたときはその旨を、同条第3項の再調査の結果について報告を受けたときはその結果を、第15条第1項の再調査の開始について通知し、及び報告した者に対し、通知し、及び報告するものとする。

(調査結果の公表)

第18条 不正行為等が行われたと認定された場合は、最高管理責任者は、速やかに不正行為等に関与した者の氏名及び所属、不正行為等の内容、本学が公表までに行った措置の内容、調査委員会の委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等の調査結果を公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正行為等に関与した者の氏名及び所属などを公表しないことができる。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、調査委員会において不正行為等が行われたと認定された論文等が通報がなされる前に取り下げられたものである場合は、当該不正行為等に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。
- 3 不正行為等が行われなかったと認定された場合は、最高管理責任者は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、当該事案の内容が本学の学内若しくは学外に漏えいしたこと又は論文等に故意若しくは研究者としての基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあった場合は、不正行為等が行われなかったこと、論文等に故意又は研究者としての基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名及び所属、調査委員会の委員の所属及び氏名並びに調査の方法及び手順等の調査結果を公表するものとする。
- 4 悪意に基づく通報と認定された場合は、最高管理責任者は、通報者の氏名及び所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会の委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等の調査結果を公表するものとする。
- 5 前項の公表については、当該通報者の研究機関等の長に通知するものとする。

(不正行為等が行われたと認定された場合の措置)

第19条 不正行為等が行われたと認定された場合は、最高管理責任者は、被通報者等に対し、直ちに当該事案に係る公的研究費の全部又は一部の使用中止を命ずることとし、学校法人関西看護医療大学就業規則及び学校法人関西看護医療大学教職員懲戒規程（以下「就業規則等」という。）に基づき、処分等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正行為等を招いた場合は、前項に準じて就業規則等に基づく処分等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 最高管理責任者は、速やかに再発防止のために必要な是正措置を講じるよう、統括管理責任者へ指示するとともに、本学全体における再発防止に係る必要な措置を講ずるものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の是正措置をとったときは、その旨を、配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、不正行為等について悪質性が高いと認めた場合は、必要に応じて刑事告発その他の法的措置を講ずるものとする。

(公的研究費の使用中止)

第20条 最高管理責任者は、不正行為等が行われたとの認定があった場合は、不正行為等への関与が認定された者、不正行為等が認定された論文等の内容について重大な責任を負う者として認定された者及び公的研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、直ちに公的研究費の全部又は一部の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第21条 最高管理責任者は、被認定者に対して、不正行為等と認定された論文等の取下げ、訂正その他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日の翌日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(不正行為等が行われなかったと認定された場合の措置)

第22条 最高管理責任者は、不正行為等が行われなかったと認定された場合は、本調査に際して実施した第7条第5項の証拠となる資料等を保全する措置及び第8条の公的研究費の一時的執行停止の措置を速やかに解除するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為等が行われなかったと認定された者に対し、必要に応じて、通報がされたことによる不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合であって、通報者が本学の教職員であるときは、就業規則等に基づく処分等必要な措置を講ずるものとする。この場合において、通報者が他研究機関等に所属するときは、当該研究機関等の長へ懲戒処分を要請する等適切な措置を求めるものとする。

(通報者の保護)

第23条 最高管理責任者は、通報を行ったことを理由として、当該通報者が本学において不利益な取扱いを受けないよう適切な措置を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが明らかでない限り、通報をしたことのみを理由として、当該通報者に対し、懲戒処分その他の不利益な措置を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第24条 最高管理責任者は、正当な理由なしに、通報を受けたことのみを理由として、当該被通報者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、正当な理由なしに、通報があったことのみを理由として、当該被通報者に対し、研究活動の全面的又は部分的な禁止、懲戒処分その他の不利益な措置を行ってはならない。

(秘密義務)

第25条 この細則に定める業務に携わる者は、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、調査中の事案について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に情報が漏えいすることのないよう、調査に携わる者に対し、秘密の保持を徹底させなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査中の事案に関する情報が外部に漏えいした場合は、通報者及び被通報者の同意を得て、当該事案について、公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責めに帰すべき事由により当該情報が漏えいしたときは、当該者の同意は不要とする。
- 4 統括管理責任者、調査委員会の委員、予備調査に携わる者その他の関係者は、通報者、被通報者その他の関係者に連絡し、又は通知するときは、名誉を毀損し、及び人権、プライバシーその他の権利を侵害しないよう配慮しなければならない。

(補則)

第26条 この細則に定めるもののほか、研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用に係る対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年3月14日から施行し、平成29年3月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和5年8月23日から施行する。